

領解授手印徹心抄

書下文

## 〈凡例〉

- (一) 本訓読は、林彦明校訂『昭和新訂 三卷七書 全』（第四版、昭和十八年、総本山専修道場）を底本とした。
- (二) 漢字表記は、平易を旨とし可能なものは常用漢字に改めた。
- (三) 本訓読中、改行は内容に応じて適宜施した。

領解授手印徹心抄

問う、本に『領解末代念仏授手印抄』と云える意、如何。答う、この題名においてまず能所を分け、次に義意を弁ず。能所とは、謂く、「領解」・「抄」の三字は、これ能領なり。「末代」等の七字は、これ所領なり。義意とは、「領」はこれ領納、すなわち受の心所なり。「解」はこれ解知、すなわち勝解の心所なり。言は、「末代念仏授手印」を領納し解知する故なり、故に「領解末代念仏授手印」と云う。「抄」と言うは、疏なり、『授手印』の不審の茂きを疏す。故に「抄」と云うなり。云また「領解」とは、所聞の師説、ただちに深義を納知す。これを「領解」と云う。彼の『法華』の中の正説と領解と述成と授記と歡喜の五段、次第相連するがごとく、今もまた爾なり。正説は本の手印、故に『授手印』について今すなわちその領解分を挙げる。述成、授記等は、今の『抄』の奥の師の合点に当たる。云「多瑞夢告」等とは、彦山の住侶の夢に云く、「聖光房の製作の『授手印』は末代に光を放つべき書なり」と。云「起自真言」等とは、外五牘の印、これなり。ただし信法は半印なり、伝法は両印なり。云「世間王法猶有」等とは、輪王の太子の受禪の時、この

儀有り。また『日本記』に深き習い事有り。神靈「答寛狭有異」等とは、上上の誦誦は寛く顕密に通ず。故に「寛」と云う。正行の誦誦は狭く三部に局る。故に「狭」と云う。ただし彼の上上は雑多に依る。故に簡別無きに依る。故に雜行と云う。云

三心横堅の事、次第不次第の三心、常のごとし。云

「至誠心」等とは、今この三心の料簡は、文言広多にして義理細密なり。この段を分けてしかも二と為す。一には初めより「成十六種四句也」に至るまでは、正しく三心種種の四句を釈す。二に「問上来」より、下「用策三心」に至るまでは問答決疑す。初めの中にまた二あり。一には初めより「誠心而已」に至るまでは、正しく十種の四句を釈す。二に「若復欲委」より下は、広く十六種の四句を挙ぐ、起尽見るべし。今すなわち初めなり。「虚実俱具心」等とは、問う、ある人の云く、「一向多少四句の中において、虚実俱具と半実半虚とは不定往生なり、多実少虚はも少しは往生すべし、ともにこれ三心具の不生なり」と。云 この義如何。答う、およそ三心具の不生を言わば、浅深厚薄を論ぜず、純淨三心の人に付いて不生の類有らば、これを出して論ずべし。然るにこの人は半実半虚にして正しく三心具には非ず、何ぞ

心具不生と云わん。多実少虚すら、すでにこれ心具に非ざるが故に不定 往生なり、  
いわんや半実半虚をや。知んぬ、所論の限りに非ず。云

問う、「半実半虚不定 往生」とは、その義如何。答う、多実少虚の人、もし少虚

の時、命終せば、往生すべからざるの義、下に委しくこれを釈す。これもまた爾る

べし。故に知んぬ、半実と多実との生ずるは、実心の往生にして虚心の往生には非ず。

所以は何となれば、命終の時において、半虚少虚の心、現前せざるが故に。また半

虚少虚の不生なるは、虚心の不生にしてしかも実心の不生には非ず。所以は何とな

れば、命終の時において、半実多実の心、現前せざるが故に、ただこれ虚心の不生

にして実心の不生には非ず。何ぞ心具の不生といわんや。云「非虚非実未帰浄土」

等とは、この虚実四句の中において、第四の非の句にすなわち二種の人有るべし。一

には、いまだ浄土の安心に帰せざる聖道門の人。二に、いまだ浄土の安心に帰せ

ざる世間法の人なり。信疑の四句、西余の四句の中の非の句も、またまたかくのごと

し。云「纒拳七種」等とは、至誠心の三種の四句と、深心の信疑と始終との二種の

四句と、回向心の願行とならびに西余の四句と、総合すれば七種の四句なり。「今作

十種」等とは、三心に各三種の四句とならびに願行の四句と総合すれば、十種の

四句なり。三心に各三種なることは、至誠心の虚実と多少と始終との三種に准依

するが故に、「亦准至誠心」と云うなり。「三心各得二種四句」等とは、上の一向虚実の句を以て多少の句に對するに、すなわち始終の句を以てす、ここにおいて二種の四句有り。委細は文のごとし。云「已上六種四句」等とは、一向の句を以て多少に對して始終の句を以てするに、虚実と信疑と西余と各各二種の四句を成す、故に六種の四句と云うなり。「合成十六種四句」等とは、上の三心に各三種の四句と、ならびに願行の四句と、今の三心の各二種の四句と合すれば、一十六種の四句を成す。通計するに六十四種の句有るなり。云「問う、「上來所挙」等とは、自下は問答決疑なり。すなわち十一番の問答有り。中において、初めの一番は四句の同異を問答す。次の二番は四句の相對を決疑す。次の一番は四句の混乱を了別す。已上の四番は、ならびに三心に亘つてこれを釈成するなり。

次の一番は「虚実俱具」の一句と「始終虚実」との二句の同異を分別す。次の二番は、多実少虚の生ふを決す。已上の三番は、ならびに至誠心の釈なり。

次の二番は疑心往生を決す。次の一番は、『十住論』と『礼讚』との相違を會す。已上の三番は、ならびに深心の釈なり。

後の一番は、広く三心に亘つて、退不退有るに依つて釈成するに、四句の不同有ることを結す。この一番は、これ總結なり。云

はじめの一ばんの中に、「於初四句中」等とは、「初めの四句」とはこれ一向の四句なり。「以前の三句」とは、これ一向虚仮と一向真実と虚実俱具との心なり。「作次四句」とは多少の四句なり。「以前の二句」とは、これ一向虚と一向実となり。「作後四句」とは始終の四句なり。云

次に二番の中に、「初三次四相对」等とは、「初めの三」とは、向のごとく一向虚と一向実と虚実俱具との心なり。「次四」とは多少の四句なり。言は、初めの前の三句を以て次の多少の四句を成す。その相對如何となり。「初一即次四」とは、初めの第一の一向の虚は、次の第四の多少俱虚の句に当る。

「初二即次三」とは、初めの第二の一向実は、次の第三の多少俱実の句に当る。「初三即次一二也」等とは、初めの第三の虚実俱具は、次の第一の多虚少実と第二の多实少虚との両句に当る。「初四」とは、初めの第四の非虚非実にしてすなわち非の句なり、故に「更無所対」と云うなり。云

「初二後四」等とは、初めの一向虚と一向実との二句を以て、後の始終の四句を成す、その相對如何となり。「初一即後四」とは、初めの第一の一向虚は、後の第四の始終俱虚の句に当る。「初二即後三」とは、初めの第二の一向実は、後の第三の始終俱実の句に当る。「若後一二直对初二」等とは、言は、もし後の第一の始虚終実と第

二の始実終虚との両句を以て、ただちに初めの第一の一向虚と第二の一向実との二句に對するに、その理、差有り。謂く、初めの第一第二は、一向虚実なれば、一句の内に雜わり無し。後の第一第二は、始終の虚実なれば、一句の内に雜わり有り、故に初めの第一の一向虚と第二の一向実とを合して、後の第一の句を成ずる。いわゆる始虚は一向虚に當り、終実是一向実に當る。

知んぬ、初めの第一と第二とを相、成じて、しかも後の第一の始虚終実の句を成ずる。これに翻するに、初めの第二第一の句を以て後の第二の句を成ずる。いわゆる始実是一向実に當り、終虚是一向虚に當る。これもまた初めの第二と第一との二句相、成じて、しかも後の第二の始実終虚の句を成ずる、故に「後二亦然」と云う。

云

「又始終合」等とは、これ別の義なり。この義の意は、始虚終実と始実終虚とを合論すれば、すなわち初めの第三の虚実俱具心の句に當る。云

上來四句の同異これを決するに、且く至誠心を挙ぐ、これすなわち、後の二心これに准じて知るべきが故なり。云

次の一番の中に、「但有少乱」とは、多少始終相對、相、成ずるが故に、重言に似たるの句有り、ただこれ四句を成ぜんが為なり、故に「更非尽理」と云う。云



次の一番の中に、まず問いの意は、「虚実俱具」の一句に二心兼ね具す。始終の句の中の始虚終実と始実終虚との二句も、ともにこれ二心兼ね具す。もし爾らば何の別有りやとなり。次の答えの意は、虚実俱具の心は堅にして半虚半実なれば、初めより終りに至つて随時不定なり。始虚終実の心と始実終虚心との二人は、横にして初後改変すれば、虚実決定す。すなわち横堅を以てこれを分別すべきとなり。云

次の二番の問答の中に、初めの問答はただちに多実少虚の生不を決し、次の問答はこれ重難重答なり。初めの問いの意は、たとい多実なりといえども、少虚の心有らば、全く至誠心に非ず。何ぞ「若可往生」と云わんやとなり。答えの意は、実心多きが故に命終の時に於て誠心全く具して往生す。これ少虚の心を具しながら、しかも往生するには非ざるなり。この問いの意は、多実少虚は誠心不具なるが故に往生すべからずとこれを難するのみ。何ぞ多実少虚の「若可往生」の句を以て、心具不生の類に属せんや。もし多実少虚の人を以て、誠心具足すと意得ば、すなわち難じて、まさに多実少虚が誠心具足の人なれば、少虚有りといえども決定往生すべし。何ぞ「若可往生」といわんやと云うべし。今は然らず。一向に浄土に往生すべからずと云う。たとい少分なりといえども虚仮有るが故に、何ぞ情に任せて文に任せざるや。答えはまた問いに順じて、しかも少虚の時命終せば往生すべから

ず、心、不具なるが故に。多実の時命終せば、すなわち往生すべし、心、具足の故に。しかも実心多きが故に、命終の時必ず実心現前す、しかも未定なり、故に「若可往生」と云うと述す。然ればすなわち、「若可往生」とは、これ心具不生の証には非ざるなり。

次に重難の意は、人命不定なり。もし少虚の心現前して命終せんに、云何して往生を得んとなり。答えの意はまた問端に順ず。本より少虚の時命終せば、誠心未具の人なり。実に往生すべからず。この義有る故に、この句の下において「若可」の註有りとなり。

「後二心准知」とは、多少信疑、多少西余、今に准じてこれを知るべし。次の二番の問答は、疑心往生を決す。常のごとし。次の一番の問答は、『論』と『釈』との相違をえす。常のごとし。後の一番の問答は、三心の退、不退を結す。常のごとし。五念門、四修、三種行儀。常のごとし。三心、五念、四修、皆これ称名なること、口伝のごとくなるのみ。

領解授手印徹心抄

おくがき  
奥書の下

本手印は、安貞二年戊子十一月二十八日、肥後の国、白川河の辺り、往生院において、御作なり。弁師上人六十七なり。その後九箇年を経て、嘉禎二年丙申九月八日、然師筑前の国、天福寺において初めて弁師に謁す、師は七十五、然師上人三十八。明くる嘉禎三年丁酉卯月十日の巳時に、筑後の国、善導寺において伝法伝戒畢んぬ。同七月六日、選んで付属の仁と為す。同八月一日、正しく璽書を賜う。同月三日、今この『領解』を草記す、弁師親子これを見、これを合点せしめ畢んぬ、師は七十六、然師は三十九なり。善導寺とは、正しく光明寺と号す。而るに世人、常に善導寺(本尊釈迦)と云う、寺に善導堂有るが故なり。これ弁師上人、開山住持の寺なり。

明德元年庚午十一月二十四日、然師五代弟子了誉、これを記す。

安誉雲潮 二十二歳の時  
これを書く

(異筆) 弟子穩蓮社、授与せしめ畢んぬ

釈道誉 花押

